

会 議 録 目 次

平成 1 3 年第 2 回海田町議会臨時会（第 1 日）

平成 1 3 年 4 月 5 日（木）午前 9 時 0 3 分開議

	仮議席の指定について……………	5
日程第 1	議長の選挙について……………	5
日程第 2	議席の指定について……………	7
日程第 3	会議録署名議員の指名について……………	7
日程第 4	会期の決定について……………	7
日程第 5	副議長の選挙について……………	8
日程第 6	常任委員会委員の選任について……………	1 0
日程第 7	議会広報広聴調査特別委員会の設置について……………	1 1
日程第 8	議会運営委員会委員の選任について……………	1 2
日程第 9	海田地区消防組合議会議員の選挙について……………	1 3
日程第10	同意第 2 号 監査委員の選任の同意について……………	1 5
日程第11	報告第 2 号 損害賠償額の決定について……………	1 7
日程第12	報告第 3 号 中店小学校線道路改良工事請負契約の変更について…	1 8
日程第13	報告第 4 号 瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事請負契約の変更 について……………	2 2
日程第14	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について (海田町税条例の一部を改正する条例) ……	2 5
日程第15	承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について (海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) ……	2 8
日程第16	第27号議案 町道の路線の認定について……………	3 0
日程第17	第28号議案 和解に応じることについて……………	3 3
日程第18	発議第 3 号 閉会中の継続調査事件について……………	3 7
追加日程第 1	発議第 4 号 災害防止対策等調査特別委員会に関する決議案…	3 8

(閉 会) 4 0

平成 1 3 年第 2 回海田町議会臨時会
会 議 録

1. 招 集 年 月 日 平成 1 3 年 4 月 5 日 (木)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 4 月 5 日 (木) 9 時 0 3 分宣告

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 ( 2 0 名)

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 岡 田 良 訓 | 2 番  | 西 田 祐 三 |
| 3 番  | 渡 辺 善 隆 | 4 番  | 桑 原 克 之 |
| 5 番  | 多 田 雄 一 | 6 番  | 斎 木 貞 暁 |
| 7 番  | 堀 間 禎 子 | 8 番  | 西 山 勝 子 |
| 9 番  | 宮 坂 二 郎 | 10 番 | 崎 本 広 美 |
| 11 番 | 原 田 幸 治 | 12 番 | 前 田 勝 男 |
| 13 番 | 住 吉 充   | 14 番 | 山 岡 寛 次 |
| 15 番 | 田 中 千 代 | 16 番 | 佐 中 十九昭 |
| 17 番 | 中 岡 長 一 | 18 番 | 国 岡 光 明 |
| 19 番 | 加 藤 公   | 20 番 | 河 野 道 昭 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 ( 2 0 名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 岡 田 良 訓 | 2 番 | 西 田 祐 三 |
| 3 番 | 渡 辺 善 隆 | 4 番 | 桑 原 克 之 |
| 5 番 | 多 田 雄 一 | 6 番 | 斎 木 貞 暁 |
| 7 番 | 堀 間 禎 子 | 8 番 | 西 山 勝 子 |

9番 宮 坂 二 郎  
 11番 原 田 幸 治  
 13番 住 吉 充  
 15番 田 中 千 代  
 17番 中 岡 長 一  
 19番 加 藤 公

10番 崎 本 広 美  
 12番 前 田 勝 男  
 14番 山 岡 寛 次  
 16番 佐 中 十九昭  
 18番 国 岡 光 明  
 20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

## 8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                                  |   |           |
|----------------------------------|---|-----------|
| 町                                | 長 | 加 藤 天     |
| 助                                | 役 | 石 原 憲 治   |
| 収 入                              | 役 | 正 木 洋     |
| 企 画 部                            | 長 | 中 野 潔     |
| 総 務 部                            | 長 | 三 村 素 直   |
| 福 祉 保 建 部                        | 長 | 富 田 征     |
| 建 設 部                            | 長 | 池の本 和 弘   |
| 福 祉 保 健 部 参 事 兼<br>保 健 セ ン タ ー 所 | 長 | 因 幡 忠 志   |
| 財 政 課                            | 長 | 内 田 和 彦   |
| 総 務 課                            | 長 | 上 條 正 弘   |
| 税 務 課                            | 長 | 園 山 純     |
| 住 民 課                            | 長 | 上 村 直 樹   |
| 監 理 課                            | 長 | 木 原 正 博   |
| 都 市 整 備 課                        | 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 教 育 委 員                          | 長 | 濱 井 隆 秀   |
| 教 育                              | 長 | 李 木 義 夫   |
| 教 育 部                            | 長 | 山 本 義 彦   |

|               |         |
|---------------|---------|
| 教 育 部 参 事 兼   | 柳 原 徹   |
| 海 田 東 公 民 館 長 |         |
| 上 下 水 道 部 長   | 佐 藤 隆   |
| 下 水 道 課 長     | 槇 根 君 夫 |
| 下 水 道 課 主 幹   | 野 間 宏 紀 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長   | 中 島 文 男 |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 梶 原 正 勝 |
| 主 任           | 辻 千 奈 美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 10. 議 事 日 程

仮議席の指定について

- 日程第1 議長の選挙について
- 日程第2 議席の指定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 副議長の選挙について
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 議会広報広聴調査特別委員会の設置について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 海田地区消防組合議会議員の選挙について
- 日程第10 同意第2号 監査委員の選任の同意について
- 日程第11 報告第2号 損害賠償額の決定について
- 日程第12 報告第3号 中店小学校線道路改良工事請負契約の変更について
- 日程第13 報告第4号 瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事請負契約の変更について
- 日程第14 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第15 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第16 第27号議案 町道の路線の認定について



○臨時議長（国岡）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（国岡）配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めます。

（この間、投票箱の点検）

○臨時議長（国岡）異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（中島）それでは点呼いたします。岡田良訓議員、西田祐三議員。

○臨時議長（国岡）記入してください。記入してから投票願います。白紙になりますので。

○議会事務局長（中島）はい、それではもう一度読みます。岡田良訓議員、西田祐三議員、渡辺善隆議員、桑原克之議員、多田雄一議員、斎木貞暁議員、堀間禎子議員、西山勝子議員、宮坂二郎議員、河野道昭議員、崎本広美議員、原田幸治議員、前田勝男議員、住吉 充議員、山岡寛次議員、田中千代議員、佐中十九昭議員、中岡長一議員、加藤 公議員、最後に国岡光明議員。以上です。

○臨時議長（国岡）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（国岡）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。海田町議会規則第30条第2項の規定により、立会議員に岡田良訓君、西田祐三君を指名いたします。岡田君及び西田君の立ち会いをお願いします。

（この間、開票事務）

○臨時議長（国岡）選挙の結果を報告いたします。投票総数20票。これは先ほど出席議員数に符合しております。有効投票18票、無効投票2票。有効投票中、河野君9票、田中君7票、佐中君2票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、河野君が議長に当選されました。

議場閉鎖を解除いたします。

（この間、議場の出入り口閉鎖）

○臨時議長（国岡）ただいま議長に当選されました河野君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選を告知いたします。河野君から議長就任



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

選挙の方法は、投票と指名推薦の方法がありますが、どちらの方法といたしまししょうか。

○議長（河野）投票によられたいという声がありましたので、選挙は投票により行います。

(この間、議場の出入口の閉鎖)

(この間、投票用紙の配付)

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票箱を改めさせます。

○議長（河野） 異状なしと認めます。

○議会事務局長（中島）それでは点呼いたします。１番岡田良訓議員、２番西田祐三議員、３番渡辺善隆議員、４番桑原克之議員、５番多田雄一議員、６番斎木貞暁議員、７番堀間禎子議員、８番西山勝子議員、９番宮坂二郎議員、１０番崎本広美議員、１１番原田幸治議員、１２番前田勝男議員、１３番住吉 充議員、１４番山岡寛次議員、１５番田中千代議員、１６番佐中十九昭議員、１７番中岡長一議員、１８番国岡光明議員、１９番加藤 公議員、最後に河野議長。

8

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票いたします。海田町会議規則第13条2項によって、立会人に3番渡辺善隆君、4番桑原克之君を指名いたします。渡辺君及び桑原君の立ち会いをお願いいたします。

(この間、開票事務)

○議長（河野）選挙の結果を報告いたします。投票総数20票。これは先ほどの議席数に符合しております。有効投票17票、無効投票3票。有効投票中、西山君2票、原田君2票、前田君4票、佐中君2票、中岡君7票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、中岡君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(この間、議場の出入り口の閉鎖)

○議長（河野）ただいま副議長に当選されました中岡君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。中岡君から副議長就任のあいさつをいただきたいと思います。中岡君。

○副議長（中岡）ただいま副議長の選挙において当選をさせていただきました中岡でございます。副議長という要職を務めるわけでありますけれども、河野議長を助けながら議会の民主的な運営に努力する所存でございます。どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（河野）以上で副議長選挙を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9時53分 休憩

午前10時06分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）動議を提出いたします。日程第6から日程第9に至る各案件については、各常任委員会その他役職等の振り分けであるので一括議題として、正副議長を含め8名

の選考委員を選出いただき、その選考委員会で選出されるよう、また選考委員の選任については議長に一任いたします。以上、動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）ただいま山岡議員より、日程第6から日程第9に至る各案件について、常任委員会その他の役職等の振り分けがあるので一括議題として、正副議長を含め8名の選考委員を選出し、そこで選出されるよう、また選考委員の指名については議長に一任との動議が出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。よって、本動議を議題として直ちに採決いたします。お諮りいたします。

本動議のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、動議のとおりこれを決定いたします。選考委員を指名いたします。選考委員は、正副議長並びに宮坂君、住吉君、山岡君、佐中君、加藤君、国岡君を選考委員に指名をいたします。

なお、これより用紙を配付しますので、自己の氏名及び常任委員会の第1希望、それから第2希望を記入してください。また広報委員については、希望する方はその欄に丸印をつけていただきたいと思います。

（この間、用紙の配付・記入）

○議長（河野）よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

（この間、用紙の回収）

○議長（河野）それでは、選考委員の方は委員会室において選考委員会を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。再開の時間は追って連絡いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。

日程第6、常任委員会の選任についてを議題といたします。

委員会条例第5条第1項の規定により、選考委員会において各常任委員会の割り振りが決まりましたので報告をいたします。総務文教委員会委員、西田君、桑原君、多田君、

西山君、宮坂君、佐中君と私、以上7名でございます。福祉厚生委員会委員、岡田君、渡辺君、原田君、田中君、中岡君、国岡君、加藤君、以上7名です。建設産業委員会委員、斎木君、堀間君、崎本君、前田君、住吉君、山岡君、以上6名を、それぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定をいたしました。

この際、お諮りいたします。議長は公正中立の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）次に、日程第7、議会広報広聴調査特別委員会の設置についてを議題いたします。

議会広報の発行及び広聴に関する調査については、6名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査をすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議会広報の発行及び広聴に関する調査については、6名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

なお、ただいま設置されました議会広報広聴調査特別委員会委員の選任については、希望者が6名ございましたので、選考委員会において岡田君、西田君、渡辺君、多田君、宮坂君、中岡君、以上6名を議会広報広聴調査特別委員会委員に指名をいたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定をいたしました。

それでは、各常任委員会ごとに正副委員長の互選を行い、その後、広報委員会の正副委員長の互選を行ってください。総務文教委員は議員控室、福祉厚生委員は議長室、建設産業委員は委員会室で、委員長・副委員長の互選を行い議長に報告をしてください。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 55 分 再開

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 01 分 再開

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 22 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。議会運営委員会委員長に佐中君、副委員長に山岡君と決定しましたので、お知らせいたします。以上で、各委員会の正副委員長が決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）次に、海田地区消防組合議会議員の選挙を行うこととなっておりますが、一括議題として選考委員会があわせて選任するということで皆様のご了解を得ておりますので、日程第9、海田地区消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選考委員会において次のとおり選任することになりましたので、ここでご報告をいたします。海田地区消防組合議会議員は齋木君、崎本君、山岡君と私の4名でございます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、海田地区消防組合議会議員は齋木君、崎本君、山岡君と私の4名が当選いたしました。ただいま当選された4名が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上で、日程第6から日程第9に至る各案件については審議を終了いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は13時。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 11 時 25 分 休憩

午後 1 時 01 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）休憩前に引続き、本会議を再開いたします。

この際、執行部の出席を求めるため暫時休憩をします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 1 時 01 分 休憩

午後 1 時 03 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）休憩前に引続きまして、本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本臨時議会の会期は本日 1 日としております。

会議に先立ちまして、先般、海田町議会議員選挙によって新たに当選されました岡田議員、西田議員、渡辺議員、斎木議員が議場に出席されておりますので、慣例によりまして 4 人の方をご紹介します。まず岡田議員、次に西田議員、続いて渡辺議員、続いて斎木議員。以上、新しい議員さんの紹介を終わります。

この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（加藤）本日は大変お忙しいところご参集いただきまして、大変ありがとうございます。去る 3 月 25 日に執行されました町議会議員の選挙におきましてご当選の栄に浴され、心からお喜びを申し上げます。

本日ここに初の議会を開会する運びになりましたことは、町政のためにまことにご同慶の至りでございます。今後、町政発展のため格別のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本町の平成 13 年度予算につきましては、去る 2 月議会におきまして議決をいただいているところでございますが、新たに議席を得られた方もおられますので、改めて概要を説明いたします。平成 13 年度予算は、一般会計 83 億 6,600 万円、下水道会計 19 億 3,291 万 2 千円、国民健康保険会計 19 億 3,874 万 5 千円、老人保健会計 19 億 5,086 万 3 千円、介護保険会計 8 億 3,398 万 4 千円、水道会計 7 億 9,577 万 1 千円、総額 158 億 1,827 万 5 千円となっております。

13 年度予算を編成するに当たりましては、町税収入の低迷など現下の厳しい財政状況の中で、町民生活に密着した事業や少子高齢化に向けた福祉施策の充実等に対処することを基本として、実施計画や第 3 次海田町総合基本計画に掲げた事業に重点的かつ効率的に財源配分を行うとともに、経費節減と簡素化で効率的な事務執行に努め、町民の期待にこたえられるよう予算編成を行いました。行政執行に当たりましては、施政方針でお示ししました事項を確実に実行していきたいと思っております。

次に、3 月 24 日に発生しました芸予地震についてでございますが、この地震は安芸灘を震源とするマグニチュード 6.4 という大規模な地震でございました。本町でも震度 5 強を記録いたしましたので、町地域防災計画に基づき、15 時 28 分の地震発生と同時に緊急非常体制に入るとともに、災害対策本部を設置いたしました。直ちに、職員が町内の被害調査に出動するとともに、参集してきました職員や消防団員により、情報収

集や瓦が落下した民家にビニールシートを配ったり、道路陥没箇所へのバリケード設置などの応急対策を行ってまいりました。さらに、急傾斜地や地割れした箇所の点検、水道・下水道の点検等を行うとともに、２５日以降は瓦れきの収集や、危険箇所の再調査を実施してまいりました。

地震の被害でございますが、幸いにも人命にかかわるような被害は出ておりません。しかしながら、多くの家屋で瓦の落下など現在８４件の被害を確認しております。その他、土砂崩れやそのおそれがあるもの８カ所、道路陥没等９カ所、宅地の地割れ１６カ所などの被害が出ております。

これらの被害状況につきましては、県土木建築事務所及び砂防課へ報告するとともに、現地視察をお願いし、３月２８日県土木建築事務所の職員２名で現地調査をしていただきました。４月２日には私自身直接、県の担当者と会い、本町の被害状況を説明するとともに早期に本格的な現地調査をするようお願いをしてきたところでございます。

次に、公共施設における主な被害状況でございますが、海田公民館大ホールの天井や海田東小学校体育館舞台のコンクリート壁が崩落をし、大きな被害が発生しました。特に、海田公民館大ホールにつきましては二次災害の恐れもあることから、現在使用を中止し、早急に改修すべく設計を行っており、一日も早く復旧してまいりたいと、このように考えております。

なお、地震直後から地域振興課に相談窓口を設置し、町民の方からの被害調査の依頼に対応すると同時に、罹災証明の発行やその他の相談に応じているところでございます。

また、今回の地震を教訓といたしまして、町民の皆様が安心して暮らせるように防災資機材の整備や職員の災害応急対策訓練などを実施してまいりたいと思います。

最後に、本議会には、監査委員の人事案件１件、報告３件、専決処分しました条例改正案２件、町道認定１件、その他議案１件を提案させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、はなはだ簡単でございますが、初議会を開会するに当たり、ご当選のお祝いとともに、報告とお願いをいたしまして私のごあいさつといたします。どうもおめでとうございませう。

○議長（河野）以上で、町長の発言を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）次に、日程第１０、同意第２号、監査委員の選任の同意についてを議題と

いたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので住吉君の退席を求めます。

(この間、住吉議員退席)

○議長（河野）町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）同意第2号、監査委員の選任の同意について、監査委員であります国岡光明さんの任期が平成13年3月31日をもって満了となるため、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は住吉 充さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）はい、総務課長。

○総務課長（上條）同意第2号、監査委員の選任の同意についてご説明させていただきます。監査委員は、地方自治法第196条の規定に基づき、地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議員のうちから選任するものでございます。委員の任期は、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期となっております。

それでは、住吉 充さんについてご説明をいたします。生年月日は昭和5年11月24日生まれ、年齢は70歳になられます。住所は海田町南堀川町7番37の3号でございます。経歴につきましてはよく御存じの方でございますが、議会の常任委員会につきましては産業経済委員会、建設産業委員会、総務文教委員会、福祉厚生委員会等を歴任されておられます。また、平成3年4月から平成5年3月まで副議長、平成5年4月から平成9年3月まで監査委員を務めておられる方でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより同意第2号について採決をいたします。お諮りいたします。

本案については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって同意第2号については、原案のとおり同意す

住吉君の除斥を解きます。

○16番（佐中）16番、佐中ですが、多分陥没をした道路のことだろうと思うんですけども、これの原因ですね、なぜ陥没をしたのか。それをお聞きいたします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）原因につきましては、当初、付近が下水道工事をやっていたため、その工事に起因するものではないかということで、当初は下水道の方に電話がありまして、下水道の方で対応しておりましたけれども、今回陥没した地点については、下水道工事あるいは道路工事、一切最近ついてない箇所でした。その後、警察等々の実地検証等によりましてははっきりとした原因がわからないということで、我々としては長年の間に少しずつ陥没していたものが、ちょうどその時期に瞬間的に一瞬のうちに陥没してしまったのではないかというふうな原因しか考えられないということで、事故の報告あるいは処理をさせていただきました。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）そうすると、私もちょうどそのところに、現地に出くわした記憶があるんですけども、前はガソリンスタンド、後ろは大きなマンションが建っておるわけですね。ちょうどそのくぼみに、くぼみといいますか、その間に道路があるわけですが、そうした例は町内で何箇所かあると思うんですが、それらの調査は今後どういうふうにされて、事故のないように対応されておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）道路管理につきましては、今後とも万全を期していきたいと思っております。今回の事故を教訓に今現在、町道につきまして再点検をし、今後どのような方策で対処していくかにつきまして協議をしております。今の予定では、海田町の町道についてはこの数年間で全然オーバーレイ等の処置を施していない箇所や全然調査をしていない箇所がございましたので、今現在調査をし直して年次でオーバーレイをしていくというような方策を考えております。

○議長（河野）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件でございませんので、報告第2号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第12、報告第3号、海田中店小学校線道路改良工事請負契約の変更

について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第3号、中店小学校線道路改良工事請負契約の変更について。中店小学校線道路改良工事の請負契約を変更する必要があるため、町議会の委任による専決事項の指定についての規定に基づき専決処分をしたので、報告をいたします。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）報告第3号、中店小学校線道路改良工事請負契約の変更についてご報告いたします。この専決処分は、町議会の委任による町長の専決事項として指定を受けているものでございます。今回の案件は、町議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約で、請負金額の増額もしくは減額が当該請負金額の100分の15以下で、その金額が1,000万円を超えない変更契約であるため、専決処分を行ったものでございます。

専決処分の内容でございますが、平成12年第47号議案により議決を得た中店小学校線道路改良工事の請負契約の請負金額を次のように変更するものでございます。請負金額7,140万円を請負金額6,745万3,050円に改めるものでございます。専決処分年月日でございますけれども、平成13年3月21日でございます。

次に、変更内容についてご説明申し上げます。お手元の資料1をお開きいただきたいと思います。それでは、主な工事内容の変更としまして、当初町道245号線から町道4号線に至る延長225メートルの区間を施工する予定でございましたけれども、平面図に青色で表示しております区間につきまして、土地所有者と建物所有者との間で現在土地明け渡し請求について係争中であるため、工期内に事業用地を取得することができず、当該区間約25メートルの区間を施工することができませんでした。このため、当該区間にかかる工事費が減となっております。

一方、資料の平面図及び断面図に黄色で表示いたしております箇所は、土質の状況が当初予定していた以上に軟弱地盤であったため、将来予測される大型車通行量を考慮し、車道部について地盤改良を行ったものでございます。このため、当該区間にかかる工事費は増となっております。

また、資料の平面図にピンクで表示しておる区間につきましては、従来どおり施工した区間でございます。そのほか各工所について、現地精査の結果、数量に変更が生じたものにつきまして清算を行ったものでございます。この結果、394万6,950円を減

額して、変更契約を株式会社唯間組と締結しましたのでご報告させていただくものでございます。

○議長（河野）以上で、報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい、崎本君。

○10番（崎本）これは事前調査ですよ。変更や、土壌改良ということなんかも事前調査でわかっておることではなかったかと思いますが、その点1点と。完成、この水色の部分ですよ、完成はいつごろの予定ですか。まず、それ2点をちょっとお願いします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）まず、事前調査をしていなかったかということですが、通常250メートルに1カ所、土質調査を行います。その箇所はほぼ中央にありますけれども、私道で土羽で舗装が未舗装のところがありますけれども、その箇所を試験、CBR試験を行いました。その結果、その地点におきましては支持力を持った通常の標準基準数値よりも高い数値が出ておりましたので、そのまま設計上では通常の路盤ということで舗装をやりましたけれども、実際に工事に入りまして、雨水排水のための管渠工事等を行っていく中で、予想以上に軟弱地盤であったため再度調査を行いました。その結果、通常予定されている数値よりもかなり低い数値が出ましたので、このたび改良を行わせていただいたものでございます。

それから、2点目の、青色部分の今後の見通しでございますけれども、現在も引続き公判が開かれておりまして、近い将来に判決が出るものというふうにお伺いしております。本町といたしましては、円満かつ早期に決着されることを望んでおるところでございます。

○議長（河野）はい、崎本君。

○10番（崎本）近々解決される見通しないし、もうこれは前から、こういうこともわかっておって工事が出されたと思いますが、今の現状を見たら、通行量も物すごい危ないんです。行きどまりのところで、駐車場になっています。こういう状態で、そういう言いわけばかりつかれるし。

それからもう一つ、今言われる土壌改良が必要であって、250メートルで1カ所。事前に私が見たところはわかっていて、水路があるのはわかっています。水路を掘らないといけんからわかっています。水路を掘った地盤が軟弱でということはわかっておる

でしょう。ボーリングせんでもわかるんでしょうが、1メートル画ぐらい。断面が1メートル画ぐらいは水路を掘って、そこへむけて道路をつけるんだから。軟弱であるということは事前に調査せんでもわかつちよるでしょうが。それが何で今ここになって変更されますか。ちょっと設計があれじゃないんですか。水路があつたんでしょう。水路の上に道路がついておるわけでしょう、これ。地盤はボーリングせんでも軟弱やということとはわかるでしょう。意味わかります。普通の泥で埋めたら軟弱やから、ここは碎石を埋められたんでしょう。正直に、工事のやり方でできなかったことがあるんじゃないから言われたらどうですか。水路の上へ、もともとあつた水路を掘って道路をつけられたんでしょうが。そこへ向けてどんどん掘ってきたら軟弱でしょうが。だから、それをどけて碎石を入れられたんじゃないですか。そういうことは最初からわかっているでしょうが。土木に従事しておられる技官じゃったらわかりますよ、このくらい。

それともう1件。早期解決できる見込みじゃよ。どこまでそういう把握をしておられますか、ちょっとお願いします。

○議長（河野）はい、都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）1点目の地盤改良の関係ですけれども、宅地で、もとの田んぼの状態を埋められたということで、水路そのものがあつたということではなくて、当然道路に沿った側溝をつけていく中で、民地側の方の要するに用地買収をかけた方の地盤が当初予定よりもはるかに悪かつたということで、やむなく均一化を図って、舗装路盤は均一化ということがありますので、そこらを加味いたしまして、また将来発生する大型車、特にここはB交通で設計いたしておりますけれども、その基準には満たなかつたということで、安全性、円滑性を考えて地盤改良をさせていただいたものです。

それから、2番目の、未買収部分の今後の見通しですけれども、現在お伺いしておりますのは4月、5月ぐらいの公判を経て、6月ごろ一応判決をみるのではないかとというふうにお聞きしております。

○議長（河野）ほかにございませんか。はい、崎本君。

○10番（崎本）もう後でいいですから、そう言いわけされますからね。あそこに1メートル画の水路が、田んぼがあつて、1メートル画の水路があつてそれに、その中に道路がついたから今の田んぼの跡は軟弱じゃないんですか。現場を見て、いいですか、この境から向こうへは1メートル画の水路がありますよ。あつたのを、それをコンクリートで3面水路がありましたよ、それを取り壊して道路になっていますよ。軟弱やという

ことがわかるでしょう、1メートル何ぼも壊して、水路の中を壊している。ほうじゃからやられたい部分が一部あるんじゃないですかということをお尋ねしちよるんでしょう。何が平均ですか。もっとねえ質問したことに対して正直に、はっきりと答弁願いますよ。1メートル断面の、1メートル何ぼか、弱か多いか知らんですよ。田んぼに水路を掘ったんですよ、あそこに。それを掘り起こしてそこに道路がついちよるんですよ。側溝へ残土を持ってきて、泥を持ってきて埋めたら軟弱になるから碎石と入れかえたんじゃないんですか。そこをちゃんと調査をしてどうのこうの、変える気はないでしょう、最初からわかっているんでしょうが、水路で。どうですか、それは。じゃったら私は現地へ行きますよ。

○議長（河野）はい、都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）ご指摘のとおりでございまして、水路の部分もちろんのこと、黄色で着色している横断以外のところにつきましても、軟弱地盤ということで広く改良さしていただいたというものでございます。したがって、水路、ボックスカルバートを設置する際にはそういった軟弱地盤が出ましたので、再度調査をかけたということでございますので、仰せのとおりだというふうに感じております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号についてはこれをもって終結をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第13、報告第4号、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事請負契約の変更について、町長より説明を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第4号、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事請負契約の変更について。瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の請負契約を変更する必要性が生じたため、町議会の委任による専決事項の指定についての規定に基づき専決処分をしたので、報告をいたします。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根） それでは、報告第４号、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の請負契約の変更の内容についてご説明いたします。この変更は平成１２年第４０号議案により議決を得た瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の請負契約の請負金額を、請負金額８,８２０万円を請負金額９,２３１万４,９５０円に、４１１万４,９５０円増額するものでございます。専決処分の年月日は、平成１３年３月５日でございます。

続きまして、変更の概要につきましてご説明いたします。資料２をお願いいたします。この工事は、広島県や広島ガス等他機関との協議もすべて整い、本工事及び既設埋設物の移設工事のため鋼矢板を打設していく段階で詳細調査をしたところ、資料の断面図に示しておりますように、中電工株式会社海田営業所の前で旧路肩の石積みがあることが判明いたしました。本来ならばこの石積みを取り除いて矢板を打設するのですが、石積みを取り除きますとガス管、水道管、中電工の建物に悪影響が出るおそれがあるため取り除くことができませんでした。それで施工方法を一部、矢板工法から高圧噴射攪拌工法、いわゆる連続セメント杭工法に変更して施工いたしました。この工法の変更と尾崎川との接続部の浚渫やガラの処分にも経費がかかりまして、これらを精算した結果、金額が４１１万１,４９５円増加したものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（河野） 以上で、説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。はい、前田君。

○１２番（前田） １２番、前田ですが、今の説明でちょっとよく理解できないのが、障害物がおって鋼矢板が打てなかったということの方の説明が一つ。その攪拌工法というのは、何といいますか、路盤の補強といいますか、そこらのとこのどういう違いがあるのかというのを一つ説明してもらいたいというのと。

もう一つは、今、旧石積みが路肩であるということなんですが、官民界とするとその石積みの断面が、ちょっと官民界と旧路肩であったということになれば、恐らくこの石積みは道路敷に入ってくるのではないかというふうに考えるわけですが、官民界の位置がおかしいんじゃないかと、いわゆる石積み部分は町有地になるんじゃないか、こういうふうに思うわけですが、その点はどういうふうになっておりますか。

○議長（河野） 主幹、どうぞ。

○下水道課主幹（野間） 今のご質問でございますけど、鋼矢板工法は鉄の矢板を入れていく方法でございます。今の、連続高圧噴射攪拌工法といいますと、セメントの杭をつく

っていくという工法でございますので、鋼矢板の場合は上から打っていく。連続地中壁の高圧噴射攪拌工法というのは下から杭をつくって上がるという工法でございます。

2点目の、官民境界に入っておるのではないかという問題なんですけど、これちょっと図面がこういうふうに、断面図が少し誇張して書いておりますので、少し今のL型とU型水路の境目ぐらいに石積みが入ったものと思われまして。官民境界等の方には入っていないというふうに、現地ではそういうふうになっておると思います。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）どうもちょっと2点目の方が、理解しにくいわけですが、思いますというふうなことではどうもならん。入ってないんなら入ってない、入っとるんなら入っとるとはっきり言ってもらいたいわけですが。その官民界のところに、断面図で、いわゆる側溝がおるわけですが、この側溝はそうすると個人がやったということになるのか、町が設置したものであるか、まずその点をちょっと。

○議長（河野）はい、下水道主幹。

○下水道課主幹（野間）どうも説明不足で申しわけございません。このU型水路は中電工の中に入っております。敷地の中にあります。

○議長（河野）で、官民の境界はどこになるんですか。

○下水道課主幹（野間）L型とU型、U型水路のところが境になっております。

○議長（河野）はい、前田君。

○12番（前田）再度確認しますが、断面図は誇張して書いたものだとして、こういうふうは今説明があったわけですが、この石積みも、しっかりこの断面を確認しておるのかどうかということをね。要するに、これはよくわからないけれども、もとの敷地が、中電工敷地がどこまであって石積みのいわゆる根入り部分、この部分と官民界の位置が符合しておるかどうか、そこらをぴたっと確認しておるかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（河野）はい、下水道主幹。

○下水道課主幹（野間）これは官民境界については、しております。この官民境界につきましては、県とも立ち会っていただきましてしております。

○議長（河野）ほかに質疑ございませんか。はい、宮坂君。

○9番（宮坂）済みません。工事内容じゃないんです。資料の提出の仕方なんですけれども、資料2では、先般の議会でどういった業者が工期がどのくらいかというのを出して

1、専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。

2、専決処分年月日は平成13年3月30日でございます。

それでは、議案書6ページをお開きください。

専決処分書。海田町税条例の一部を改正する条例について。議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成13年3月30日。海田町長、加藤天。海田町税条例の一部を改正する条例の内容が、以下13ページまでにわたっております。条例の改正内容につきましては、資料3海田町税条例の概要及び資料4海田町税条例新旧対照表にお示しをしておりますが、資料3の海田町税条例の税条例改正の概要によって説明させていただきます。

今回の改正につきましては、被災住宅用地に係る固定資産税の減額措置の創設のほか、若干の改正をしております。それでは、地方税法等の法律改正による条項の移動と文言の整理などの改正以外の改正内容について、順に説明をさせていただきます。

まず、1の特定被災共有土地に係る案文の申し出として、第63条の3に第2項及び第3項を追加しております。これは、マンションなどの区分所有家屋で建物と土地の持ち分割合が一致しないものはそれぞれを連帯納税義務者としておりますが、代表者がその共有する土地の納税義務者全員の合意で申し出れば、連帯納税義務を解除してそれぞれの持ち分割合に準じた割合で固定資産税を課するという条項を、被災をして家屋がなくなった共有する土地についても適用するというものでございます。また、その被災した区分所有家屋の共有に係る土地が区画整理事業により仮換地の指定があった場合の連帯納税義務の解除の申し出にも適用するというものでございます。なお、本町ではこれに該当する者はございません。

次に、2の被災住宅用地の申告でございます。第74条の2として新たに創設をしております。これは、もともと住宅用地として固定資産税の軽減の特例を受けていたが、家屋が震災等の理由により滅失したために住宅用地の特例を受けられない場合にも、2年度分に限り当該土地を継続的に特例を講じている住宅用地とみなし、固定資産税の軽減をするという条項が地方税法に創設されたことに伴い、その申告の手続を定めたものでございます。今までの2点につきましては、阪神・淡路大震災の特例措置としてありましたものが、全国的制度として地方税法の本則の中に規定されたことによる改正でございます。

続きまして、3の新築住宅の固定資産税の軽減の規定の適用を受けようとする者がす

べき申告でございます。まず、（１）の特定優良賃貸住宅。附則第１０条の２の第３項ですが、これは特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づく賃貸住宅の新築に対して、固定資産税の減額の適用を受けようとする者がする申告書の添付書類に、地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類を加え、申告書の記載事項に当該家屋の敷地の面積を加える改正をしたものでございます。次に、（２）の高齢者向け優良賃貸住宅。附則第１０条の２第４項でございますが、これは高齢者の居住の安定の確保に関する法律の規定に基づいて、この法律の施行の日から平成１６年３月３１日までに新築される高齢者向け優良賃貸住宅については固定資産税を３分の２に減額するという新築住宅特例が加わったため、この特例を受けようとする者がする申告の手続について定めたものでございます。

続きまして、４でございますが、特別土地保有税の課税の特例でございます。（１）の附則第１５条の２第７項につきましては、阪神・淡路大震災のような被害を食いとめるために、面的に広がる密集市街地における防災街区の整備のため、防災街区整備推進機構がその業務の用に供する土地に対する特別土地保有税については、その税額の軽減の特例期間を平成１６年度まで延長し、その税額の軽減措置を税額の３分の２から３分の１に変更するという地方税法の改正がございましたので、これを合わせるために税額の軽減額を変更したものでございます。次に、（２）の法附則第１５条第８項につきましては、防災街区整備権利移転等促進計画に基づき、地区防災施設の用に供する土地または特定建築物地区整備計画の区域内の建築物の用に供する土地の取得に対して課する特別土地保有税の非課税措置を廃止し、新たに税額の３分の２を減額するという特例措置を平成１５年３月３１日まで講ずることとするという地方税法の改正がございましたので、税額の軽減措置を加えたものでございます。

次に、５でございます。長期譲渡所得に係る町民税の特例でございます。附則第１７条につきましては、所有期間が５年を超える土地・建物を譲渡した場合の所得に係る個人の町民税の税額の軽減措置の特例の適用期間を地方税法の改正とあわせて平成１６年度まで延長するものでございます。

続きまして、６の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございます。附則第１７条の２でございます。これにつきましても、税額の軽減措置の特例の適用期間が、地方税法の改正によりまして平成１６年度まで延長されたことによる改正に合わせたものでございます。

次の、7の商品先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例でございます。附則第20条の2でございます。これにつきましては、個人の町民税の所得割の納税義務者が平成13年4月1日から平成15年3月31日までにを行う商品先物取引に係る所得があった場合には、従来、個人の町民税においては他の所得と合算して総合課税していたものを、このたび地方税法の改正により分離課税とし、その税率を100分の4とする特例措置を講ずるものでございます。

8のその他の改正につきましては、地方税法等その他の法律改正に伴う条項の移動の整理及び字句の整理でございます。

それと、施行期日につきましては、全体といたしましては平成13年4月1日でございますが、商法の改正によります法人の分割制度に伴う部分につきましては平成13年3月31日。それから、高齢者向け優良賃貸住宅の固定資産税の課税の特例の規定は、これはまだ法案が審議中でございますので、この法律の施行の日としております。

以上でございます。

○議長（河野）以上で、説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決をいたします。お諮りいたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、承認第1号については原案のとおり承認すると決定をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第15、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。

町長より提案の理由を求めます。町長。

○町長（加藤）承認第2号、専決処分をした事件の承認について、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。本条例改正につきましては、地方税法等の一部が改正され

たことに伴い、課税上の事務手続のため本年３月３０日付で専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたしますので、どうぞよろしくご審議をお願いします。

○議長（河野）はい、住民課長。

○住民課長（上村）それでは、承認第２号、専決処分をした事件の承認についてご説明申し上げます。地方自治法第１７９条第１項の規定によって、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によってその専決処分について議会の承認を求めるものでございます。

１、専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。

２、専決処分年月日は、平成１３年３月３０日でございます。

恐れ入ります。１枚めくっていただきまして、議案書１５ページをお開きください。

専決処分書。海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。議会を招集するいとまがないため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成１３年３月３０日。海田町長、加藤天。海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容をお示ししておりますが、条例の内容につきましては、お手元の資料５の海田町国民健康保険税条例新旧対照表によってご説明申し上げますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、附則第７項の土地の譲渡に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を附則第８項とし、附則第６項の次に第７項として商品先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例を加えるものでございまして、その内容について申し上げますと、これまで町県民税の課税につきましては、先ほど税務課長の説明にもありましたように、商品先物取引による所得は雑所得として他の所得と合計して総合課税されておりましたが、このたびの地方税法の改正により、平成１３年４月１日から平成１５年３月３１日までの間については他の所得と区分して分離課税することとなりました。これに伴いまして、国民健康保険税の算定におきましても、この所得を課税対象所得として合算するために国民健康保険税条例を改正したものでございます。なお、この商品先物取引による所得は新たに課税対象とされたものではなく、所得の内訳区分が細分化されたものでございます。したがって、保険税の負担額に直接の影響を及ぼすものではありません。

恐れ入ります、議案書１５ページをまたご覧ください。この条例の施行期日は、平成

13年4月1日でございます。また、適用区分としまして、改正後の海田町国民健康保険税条例附則第7項の規定は平成14年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成13年度分までの国民健康保険税については従前のとおりとするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で、説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決をいたします。お諮りいたします。

承認第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、承認第2号については原案のとおり承認することと決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第16、第27号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。はい、町長。

○町長（加藤）第27号議案、道路の路線の認定について。開発行為により寄附を受けた道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくご審議を。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）それでは、第27号議案、町道の路線の認定についてご説明申し上げます。道路法第8条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することについて、町議会の議決を求めるというものでございます。路線名は、町道320号線です。起点は、海田町曙町588番8地先、終点が海田町曙町588番3地先となっております。今回の町道として認定していただく路線は、都市計画法に基づく開発行為の工事完了に伴いまして、都市計画法第39条開発行為により設置された公共施設の管理及び同法第40条公共施設の用に供する土地の帰属の規定によりまして、道路用地として管理

及び土地の所有が町に帰属したことに伴いまして町道として認定するものでございます。それでは、恐れ入りますけれども、資料6をご準備いただきたいと思います。この町道320号線は、オレンジ色で着色しております起点海田町曙町588番8地先の町道5号線から海田町曙町588番3地先の県道276矢野海田線を結ぶ延長55.3メートル、幅員4.3メートルの道路でございます。なお、図上に、フラスコを逆さにしたような形がございますけれども、これが起点、矢印が終点というふうな表示をさしていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で、説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。原田君。

○11番（原田）11番、原田です。終点側、これ町道にしますから車も人も通れるということですが、出たところが県道の歩道部ですよ。これ、危険を回避する何か方策が講じてあるんでしょうか、それをお伺いします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）今回お願いしておりますのは町道320号線の認定ということで、これの認定を受けましたら当然終点先が県道でございます。県道との今から協議に入って、どのような交通の処理体系を行うかということにつきまして、県側との協議が今から進んでいくということになってまいろうと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。はい、住吉君。

○13番（住吉）先ほどの説明の中で、公共用地開発に伴うこの町道の認定というふうなことがありましたけれども、その公共用地開発でどこが関連しておるのかということの一つ、この道路が。

それからもう一つ。何でもかんでも寄附してやろうと言えば町道に認定されるのか、寄附を受けるのかという疑問を感じております。ガソリンスタンドの向こうにちゃんとした信号機のついた立派な道路があるわけですね、これより幅の広い。すぐこの隣に、ガソリンスタンドを挟んで、今認定しようとしておるんですが、あの付近、私は行く機会がしょっちゅうありますんで、1回通ってみたこともありますが、あんまりこれは利用しないんですね。むしろ、ここの駐車場の進入路のための道路の舗装をされたんじゃないかなというふうに最初は感じておったんです。それがよくあの辺で確認してみますと、どうも町道に認定されるらしいという情報は得ていましたが。そういうことで、む

しろ町道として利用するよりも、この寄附された人かもしれませんが、駐車場のための進入路のような感じがするんです。だから、町道として寄附を受ける場合の基準とか、あるいは条件というものをもう1回説明してください。それと先ほどの、公共用地開発に伴う町道の設定というふうなことをおっしゃったんです。その2点お伺いします。

○議長（河野）はい、監理課長。

○監理課長（木原）先ほどご説明申し上げましたように、都市計画法上の開発行為で宅地造成をやられた場合には道路をつけていくと。これは当然都市計画法上の規定の道路をつけていただくというのがこれが大原則です。それで、都市計画法の第39条の中では、開発行為、先ほども言いましたように土地を造成して開発行為する場合に設置された公共施設については、原則としてその市町村が将来的に管理するのですよという条件でお互いがやっていくと、工事なり管理を明確にして工事施工していくということですので、何でもかんでもということではなくて、今回の場合は都市計画法に基づく開発行為によって行われた宅地造成であるために、当然海田町にその道路が帰属してくるんですよというのが建前となっております。

ただし、海田町が受け取らないという施設であれば、当然設置者の方が将来的にも管理していかなければならないんですけれども、現在のたてりから言いますと、都市計画法で開発される宅造については当然市町村との協議の中でやっておりますので、当然最終的には海田町に帰属されるということで、320号線として町道認定をしたということでございます。

それと、開発行為ではなくて寄附行為によって行われたものについての町道認定でございますけれども、今現在海田町は町道の寄附を受ける場合には一定の基準を設けて寄附を受けると。その基準に合致したものについては町道として認定するという態度をとっておりますので、その基準に応じた道路であれば将来的には町道として認定をしていくということにしております。

○議長（河野）はい、住吉君。

○13番（住吉）ついでに参考のために質疑をいたします。都市計画法上の開発工事というのはどれが該当するんですか、その都市計画法の開発工事というのは。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）宅造で1,000平米以上の行為が、都市計画法上の開発行為として当たるということになっております。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(「なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~○~~~~~

して具体的な和解の協議に入りました。その結果、裁判所の方において次の条項で和解をしてはどうだろうかというアドバイスをいただきましたので、議決をいただければ、これにより和解をして進めていきたいというふうに思っております。

事件名でございますけれども、平成13年ワ第144号、賃料及び家屋明渡し請求事件。係属裁判所は広島地方裁判所でございます。和解の条項につきまして、読み上げさせていただきます。

1項として、町は相手方に対して、先ほど言いました町営住宅の賃貸借契約について平成12年11月14日に解除の意思表示をしておりますけれども、まずこれを町は撤回するというのでございます。次に、相手方は町に対して賃貸借契約の滞納賃料が306万4,300円、これの支払義務があるということを認めさすものでございます。次に、相手方は町に対して306万4,300円の支払いについて、平成13年4月から平成25年12月までの間は毎月末日までに2万円を、最後の平成26年1月については4,300円の滞納料を支払うという義務を負うというものでございます。次に、当然相手方に対しては今現在課しております家賃もいただかなきゃいけませんので、これを払うということは認めて、それを3番目に書いてありますような2つのものについて毎月持参あるいは送金をして支払うというものでございます。この5項が、我々が一番の最終的な強権力になるのでございますけれども、先ほど説明しました滞納金と家賃の支払いを怠った場合、その滞納額が11万4,900円、これは滞納分2万円と当月家賃分1万8,000円の3倍の額が滞った場合には、何ら予告もなく賃貸借契約を解除するというものでございます。6項では、5項の解除されたときにはそういう3項にいう毎月2万円ずつ払っておればいいんですよというんじゃなくて、もう最終的に町営住宅を明け渡せと、その金額を全額払って明け渡せというものでございます。最後に、訴訟費用については各自の負担ということで、こういうことで相手方の〇〇〇〇と和解条項を結びたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野）以上で、説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、この町営住宅の問題は、かねてから、もうなかなか和解が進まなかったんですが、この〇〇〇〇さんというのは年齢的に何歳くらいの方か。十何年間も、これを払う義務があるのに。その年齢的なことがわかれば教えてください。

さい。それとですね、その件について連帯保証人、例えば子供さんとかそれにこたえるだけの担保と言っちゃおかしいんですけれども、信頼関係があるかないか。その２点についてお伺いします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）年齢については、〇〇歳だと思います。それと、連帯保証人等々につきましては、１２月の定例会の方でもご説明しましたように、連帯保証人はすべて死亡もしくは失踪、行方がわからないということになっております。ご家族につきましては、奥様は既に亡くなれております。２人の息子さんがいらっしゃるんですけれども、２人とも養育する気はないという返事をいただいておりますので、極端に言えば、今現在、天涯孤独というふうな格好になるんじゃないかというふうに思います。

○議長（河野）ほかに質疑。はい、桑原君。

○４番（桑原）４番、桑原です。まず第１点は、滞納が始まった平成５年３月から和解条項第１項の平成１２年１１月１４日に解除を行っているわけですけど、この７年９カ月の間、町のとった行政措置がまず第１点。

それから２番目に、和解条項の中に遅滞に対するペナルティということは一切書かれてないんですけど、それについてはどのようにお考えなのか。その２点をお伺いします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）提訴に至ったまでの経緯につきましては、１２月の議会のときにも申し上げたと思うんですけれども、何度となく督促あるいは催告、訪問しての督促あるいは面接して毎月の資金計画等つくりまして、支払いの義務があるんだということも説明し、押印をしていただいたりしながらここまでやってきたんですけれども、どうしてもこの間一銭も入ってこないということで、最終的に提訴に踏み切ったというものでございますので。これほど強烈な行政措置はしておりませんでしたけれども、その間何らかの形で指導なり訪問して督促等につきましてはやっておりました。

次に、ペナルティにつきましては、これは延滞金等々との絡みだと思うんですけれども、我々もそこまで考えたんですけれども、本質的には滞料を全部払ってもらうのが本質だと、一括払いが原則だということの中からこの人にそれだけの延滞料を加えてしまうと、ますます負債が大きくなって今の能力では到底返せるめどのない金額になってしまいうだろうと。それよりは逆に実利を取って、少しでも返していただきながら最終的に滞納の家賃を償還していただくという実利面を取ったのでございます。

○議長（河野）はい、佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。今の答弁を聞くと、またここに条例として案が出ておりますのを考えると、和解という表現がされておるわけですね。そうすれば2万円と1万8,300円で平成25年でしたか。そうすると306万4,000円というのがあるわけですが、計算をいたしますとこれになるのかどうか。和解ですから、交通事故でいうと過失相殺割合という案分をとってやるわけです。今、説明ありますと、借財の状況によって決めるという話で和解をするということですが、実際平成25年までの間に2万円をずっと入れたとして実際のお金はどれくらいになるのか、それをお尋ねする。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）滞納金につきましては、先ほど申しましたように306万4,300円ですので、これを単純に2万円で割っていただきますと53カ月と1カ月残るのかな。ということですから、今も言いました平成13年の4月から平成25年の12月までが2万円ずつ納めていくと。最後4,300円残りますので、最後の月は4,300円になるということで、これで滞納の金額、今現在の金額はこれで26年の1月まで几帳面に納めていただければ終わるということです。ただし、先ほども言いましたように、当然当月分の家賃は納めていただかなければいけませんので、それも合わせていきますと2万円プラス当月分の家賃、今現在1万8,300円ですから3万8,300円ですか、の金額になります。本人さんは今現在、年金のみの収入しかございませんので、本人に当初言っておったのは毎月5万円でも払うということだったんですけれども、実際裁判官等と話しておりますと、どうしてもそれくらいの金を払ってしまうとたちまちの生活ができないということになりますので、裁判官が中に入られまして2万円だったら大丈夫ですかということを確認をとりまして、最終的に4万円ぐらいであれば今の年金から引かなくても1カ月生活できるということを申しましたので、我々としては無理やりめっちゃくちゃ取るわけにもいきませんので、生活ができながら几帳面に払っていただければ期間はかかっても仕方ないというふうに判断をしまして、この金額で和解をしようということにいたしました。

○議長（河野）ほかに質疑は。中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡ですが。生命保険は入っておられましたか。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）我々も、その件につきまして、本人等にも確認をとったんですけれど

も、どうも入ってないようです。と言いますのが、つい3月まで自分の年金を担保にお金まで借りていた人ですから、それがちょうど3月の末に担保が終わって、今回3月29日に第1回目の3月分の家賃として1万8,300円、それと滞納家賃分として5万8,300円の計7万6,600円を払われたということで、将来ともに家賃の支払いがあるだろうということが判断をできましたので和解に応じることにいたしました。3月の末までに納金がない場合には、即明け渡し請求を再度裁判所の方をお願いしようと思いましたが、今回入金がありましたので、その誠意が見えるということで和解に応じることにいたしました。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。はい、前田君。

○12番（前田）そういうことで年金をどうとかいうことで、それしか所得がないということ。これができるかできんかということですが、せっかく年金から支払ってもらわねば、年金の差し押さえとかそれを担保とかいうのはできんのかどうか。それだけです。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（木原）今現在、本人さんは直接払い、窓口の方へお払いになっておりますけれども、今、本人と話をしまして、年金の支給のときに銀行振込にさせていただくように手続をとっている最中でございます。

○議長（河野）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第28号議案について採決をいたします。お諮りいたします。

第28号議案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、第28号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第18、発議第3号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

案文については、お手元に配付しておるとおりでございます。提案者により提案理由の説明を求めます。総務文教委員長、西山君。

- 8 番（西山）8 番、西山です。閉会中の継続調査事件について、提案説明をいたします。
- 議員各位にはご承知のとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございます。閉会中においては、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 109 条の 2 第 4 項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ、議会の閉会中もなお調査を行うことができるものとされております。本案は、平成 13 年度における各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査事件について、複雑化、専門化する行政に対応しようとするもので、別表のとおりそれぞれの所管事務調査を行い、議員の資質の向上を図るものでございます。よろしくお願いいたします。

以上で、提案説明を終わります。

- 議長（河野）以上で、説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより発議第 3 号についてを採決いたします。お諮りいたします。

発議第 3 号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河野）異議なしと認めます。よって、発議第 3 号については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

- 議長（河野）ただいま佐中議員のほか 6 名から、発議第 4 号、災害防止対策等特別調査委員会の設置に関する決議案が提出されました。

本案は議会構成に関するもので、急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第 1 号として審議することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（河野）異議なしと認めます。したがって、急施事件と認め、追加日程第 1 として審議することに決定をいたしました。決議案を配付いたします。

(この間、決議案配付)

○議長（河野）追加日程第1号、発議第4号、災害防止対策等特別調査委員会設置に関する決議案を議題といたします。

案文については、お手元に配付しておるとおりでございます。提案者より提案の理由を求めます。佐中君。

○16番（佐中）提案理由を読み上げて説明にかえさせていただきます。

災害防止対策等特別調査委員会設置に関する決議案。

近年、我が国においては阪神大震災をはじめとして、火山噴火、土砂災害、水害等様々な種類の災害が発生をしている。本町においては、都市化が進む中、町中心部を瀬野川が流れ、いつ何時大水害が起きるかわからない危険性をはらんでおり、また、先般の芸予地震による少なからぬ被害の発生状況をかながみれば住民の代表者である議会は、災害防止対策について恒久的課題として取り組むべき責務がある。したがって、議会として率先して災害防止対策のための調査研究を行う一方、災害発生時において迅速かつ的確に対処するため、次のとおり災害防止対策等調査特別委員会を設置するものとする。記。

1、名称、災害防止対策等調査特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第110条及び海田町議会委員会条例第4条。

3、調査事項、災害対策基本法（昭和36年法律第226号）第2条第1号に掲げる災害の防止対策の調査等に関する事項。

4、委員の定数、議員全員をもって構成する。

5、調査期限、3に掲げる調査が終了するまで閉会中の継続調査を行うことができる。

平成13年4月5日。海田町議会。

以上です。

○議長（河野）以上で、説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決をいたします。お諮りいたします。

本案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、発議第４号については原案のとおりこれを決します。

ただいま設置されました災害防止対策等調査特別委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後２時３４分 休憩

午後２時４１分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）ただいま、災害防止対策等調査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。委員長に住吉君、副委員長に堀間君と決定いたしましたのでお知らせいたします。

以上で、災害防止対策等調査特別委員会の設置について終わります。

以上で、本臨時議会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。これにて平成１３年第２回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでございました。

午後２時４３分 閉会